

京大広報

No. 100

京都大学広報委員会

第3次定員削減等に関して国立 大学協会がとった措置について

本学では、京大広報 No. 98 に掲載のとおり、第3次定員削減に対する緊急要望書を関係者あてに提出したが、このたび、国立大学協会会長及び同事務局長から、第3次定員削減に関して報告があったので、その他の報告事項を併せて、次のとおり掲載する。

昭和49年 6月25日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

要望書等の処理について

去る6月18日同19日開催の第54回総会において決議された下記決議ならびに要望書については、それぞれ関係方面に要望いたしましたので取敢えずご報告いたします。なおそのうち特に文部省に対しては、去る6月20日岩間事務次官（井内大学局長、木田学術国際局長、清水官房長その他関係官同席）に会長、両副会長、第4、第5、第6各常置委員会委員長が、また行政管理庁に対しては、同じく6月20日河合事務次官（平井行政管理局長、出口管理官同席）に会長、両副会長、第6常置委員会委員長が面談し、詳細な事情を説明の上趣旨達成につき特段の配慮方を要請いたしましたので申し添えます。

記

（決議ならびに要望書）

（宛 先）

1. 「第3次定員削減計画」に関する決議 文部大臣ほか文部省各関係官、行政管理庁長

2. 物価高騰に伴う補正予算に関する要望
3. 正課中における学生の災害事故対策について（要望）
4. 大学保健管理施設の増設・充実について（要望）
5. 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書
6. 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書
7. 在外研究員、外国人数員および外国人留学生に関する要望書について
8. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について
9. 国家公務員共済組合年金について（要望）

官ほか行政管理庁各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

文部大臣ほか文部省各関係官

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、日本育英会会長

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、人事院総裁ほか人事院各関係官

文部大臣ほか文部省各関係官、国家公務員共済組合連合会会長

「第3次定員削減計画」に関する決議

国立大学は、過去2次にわたる定員削減により、すでにその運営に著しく支障をきたしている実情にある。今回、国家公務員に対する第3次定員削減が計画されているやに聞き及ぶが、政府においては、右の実情にてらし、また、国立大学の研究教育組織の特殊性にかんがみ、大学の教職員については定員削減の措置を講じられないよう強く要請する。

右決議する。

昭和49年6月19日

国立大学協会
第54回 総 会

昭和49年6月19日

国立大学協会
会長 林 健太郎

物価高騰に伴う補正予算に関する要望

過去1年間の物価騰貴に加えてこの秋には国鉄運賃等公共料金の値上げも予定されており、平均約8パーセントの拡大であった国立大学の本年度当初の基準的予算は、実質的には昨年度にくらべて2割ないし3割の削減に等しくなることが必至の形勢にある。このままでは、日常的な教育研究活動に支障をきたすことが避けられないと思われるので、政府は、国立大学特別会計について物価高騰に伴う補正予算を組むための検討を始め適切な措置をとられるよう、ここに要望する。

昭和49年6月18日

国立大学協会
会長 林 健太郎

正課中における学生の災害事故
対策について（要望）

国立大学協会は、予てより正課中における学生の災害事故対策について検討を重ね昭和48年度において要望書を提出いたしました。問題の緊要性にかんがみ、このたび重ねて別紙要望書を提出いたしますので、速かに要望の趣旨が実現いたしますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

正課中における学生の災害事故
対策について

大学教育の拡充にともない、体育・実験・実習など正課中における学生の災害事故の増加は、大学運営上の困難な問題となっており、これに対する対策の確立は、教官・学生いずれの側にとっても重大な関心事となりつつある。本来、学問の進歩に即応し、各分野の専門的研究と結びつかなくてはならない大学教育の特殊な性格を考えると、教育実施の過程における不測の事故に対する十分な対策を制度的に確立しておくことは、緊急な必要事であると考えられる。

国立大学協会は、予てよりこの問題に関し、各大学における災害事故の実態を調査し、これに対する対応策を検討してきたが、ここに下記基本方針に沿い、早急にこれが制度化を要望する次第である。

記

- 1 対象を正課中における災害事故に限定する。
- 2 互助精神を基本にしてそのための制度化を進める。
- 3 大学における実験・実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国の強力な財政的措置を要請する。
- 4 適用の範囲は学部学生、大学院生、研究生その他これに準ずる者とする。

昭和49年6月18日

国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和49年6月18日

国立大学協会
会長 林 健太郎

大学保健管理施設の増設・充実に
ついて（要望）

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性和保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターの一部に教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和50年度に

においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

要 望 書

大学保健管理施設の増設・充実 について

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種、救急処置などのほかに、現在最も学内の関心事である精神衛生、災害保障、公害防止などの諸問題に直接関与する必要が生じ、その業務はますます重大性を加えている。

ついては、このセンターの設立主旨に従って、さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

昭和49年6月18日

国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和49年6月18日

国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学共同利用研修施設設置 に関する要望書

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年度以降その一部が実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をとくと考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1. 事 業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ200名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め約3,000㎡
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために十分な用地

3. 管 理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

昭和49年 6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

大学および大学院の奨学制度の
拡充についての要望書

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における物価水準の異常な上昇に比べて、貸与金額の改善が著しい立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の急激な増大に伴い、奨学生の生活費にしめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部には学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の物価上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

昭和49年 6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

在外研究員・外国人数員および
外国人留学生に関する要望書に
ついて

当協会においては、予てより国立大学における国際交流の諸問題について調査研究を行なってきましたが、本年6月18日開催の第54回総会において別紙の要望書が決議されました。

つきましては、別紙要望の趣旨をご賢察の上これが実現方につき特段のご配慮をお願いいたします。

在外研究員・外国人数員および
外国人留学生に関する要望書

当協会はかねてより在外研究員・外国人数員および外国人留学生について調査研究を行ない、関係方面に対してその改善の要望を行なってきたが、昨年10月にこれらの事項についてアンケート調査を実施した。

ここに、とりあえず多数の大学の望むところを集約して、次の諸事項についてその実現方を要望する。

1. 在外研究員の増員と在外留学期間の延長について

在外研究員の増員に関しては、関係方面のご努力により若干の改善がなされたが、現在なお教官総数から見れば在外研究の機会は、数十年に一度の割合にすぎず、しかも在外研究の期間は、長期在外研究員、短期在外研究員とも十分な研究成果を期待するには短期間に過ぎると考えられる。

ついては、在外研究員の増員と在外研究期間の延長についてその実現をはかられるよう努力されたい。

2. 外国人数員の増員と宿舍の確保について

外国人数員については常勤の外国人数師、非常勤の外国人数師とも現在の人員は大学の希望する員数に比し著しく過少であり、かつ、常勤の教師の宿舍の確保について予算および制度上から十分な措置が講ぜられていない。

ついては、外国人数員について倍增を目標として増員を図られるとともに宿舍の確保を可能にするよう必要な措置を講ぜられたい。

3. 外国人留学生の宿舍の確保について

外国人国費留学生の給与については、過去において数次にわたって増額され、その改善がなされている。しかし乍ら、他方その宿舍については、公的施設を利用できる者はほぼ全体の四分の一に過ぎず、西欧諸国の留学生受け入れ施設に比し甚だしく貧弱であるといわざるをえない。

ついては、外国人留学生の宿舍について公的施設を更に整備するほか、宿舍確保のための措置を緊急に講ぜられたい。

昭和49年 6月18日

国立大学協会

会長 林 健太郎

昭和49年6月19日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学教官等の待遇改善に関
する要望書について

国立大学協会は、国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第54回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が実現されるよう 特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関
する要望書

国立大学教官の待遇は、その責務の重要性和特殊性にもかかわらず、公務員の給与体系の一環として甚だしく低い状態におかれていることは、社会の各方面において広く認められているところである。殊に現在、高等教育の機会拡大の要請に対処するため、高等教育機関の計画的拡充が必要となっている状態のもとでは、有為の人材を大学にますます多く供給することが急務であり、そのためにも、大学教官の待遇改善をはかることが緊急の課題であると思われる。当協会においても、具体的な改善案を鋭意検討中であるが、当面の措置として、ここにつぎの諸点の実現方をとくに要望する。

1 中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること

一般公務員 および 民間の研究職員と比較して、国立大学教官の給与は、中堅および若手層でとくに低い。これらの人々こそ、研究と教育の中心的な担い手であることにかんがみ、初任給の大幅引上げをはかるとともに、昇給曲線を「中だるみ」から「中ぶくらみ」に是正するよう措置されたい。

また、定員制の関係などから上級職への格上げができないため給与が頭打ちをしている現行俸給表を改訂し、研究助手以上の教官の給与体系を一本建てに近いものにすることをあわせて考慮されたい。

2 指定職の範囲を拡大し、その定数を大幅に増

加させること

教官の給与を上げるために指定職甲乙の制度が昭和48年度より一本化されたが、未だその定数は少なく、一部の部局長に適用されているのにとどまる。国立大学教官の中には、国際的な学者・研究者が少なくなく、わが国の学術進歩発展につくす重責を担っているが、現行制度では、その職責に見合う待遇を与えることは困難である。また、近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある事態も考慮されなければならない。

よって、このさい、指定職全体の適用範囲と定数を更に大幅に拡充するよう配慮されたい。

具体的には、

- (イ) 大学の部局長の職にあるものについては、現行の管理職手当適用をやめて指定職を全部局長にその在職期間中適用するように定数を増加させる。
- (ロ) 研究上教育上特に著しい功績をあげた教官については指定職適用の道を拡大する。
- (ハ) 他方、管理職手当の制度はそのまま残して、これを全学段階の学生委員、補導委員等、学内教育行政の激職にあるものに適用することを検討する。

等のことと考えられる。

3 研究教育補助職員の給与を大幅に改善すること

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および司書等の果たす役割りは大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれら職員の重要性がとみにまじってきた。にもかかわらず、これらの職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることから、有為の人材確保が困難な状況にある。こうした問題を抜本的に改善するために、別建ての俸給表を新設することを強く要望する。

昭和49年6月19日

国立大学協会

会長 林 健太郎

昭和49年6月18日

文部大臣
国家公務員共済組合連合会長 殿
国立大学協会
会長 林 健太郎
国家公務員共済組合年金について（要望）

国立大学協会は、現下の経済事情にかんがみ、国立大学教職員の人材確保と退職後の生活の安定のため、国家公務員共済組合年金の改善について別紙要望書を提出いたしますので、趣旨実現のため特段のご配慮を煩わしくお願いいたします。

国家公務員共済組合年金に関する要望書

国立大学の教職員は、昨今の急激な物価の上昇に対し退職後の生活に著しい不安を感じるとともに教職員の人材確保に懸念をもつにいたり、ひいては研究教育の能率的運営に支障をきたすおそれがあるので、国家公務員共済組合年金額について下記の改善を早急にはかる必要がある。

記

I 年金額の改定について

国家公務員共済組合年金額は、一般職の国家公務員給与法の改正に従って直ちにそのベースを改正すること。

（説明）

国家公務員共済組合法第一条の二に規定する年金額の改定措置は改善されつつあるも、未だ激変する物価に対し生活の不安は大きいので、一般職の国家公務員給与法の改正によるベースアップと同時に年金額の改定を実施し、退職者およびその遺族の生活安定をはかる措置を講ずる必要がある。

II 年金額の算定基準となるべき俸給について

国家公務員共済組合年金額の算定基準となるべき俸給は、過去1年間における掛金の標準となった俸給の平均月額とすることについて、既に国会においても審議されたが、早急にこれが実施されるよう措置を講ずること。

（国大協総第66号）
昭和49年7月13日

各国立大学長殿

国立大学協会

事務局長 鶴 田 酒造雄

第3次定員削減について（事務連絡）

去る6月開催の第54回総会において決議された標記のことにつきましては、政府においても諸般の事情により未だ閣議決定の運びにいたっておりませんが、当協会としてもこの機会をとらえて出来得る限り事前の対策を講じるため、取り急ぎ次のような措置を執りましたので、取り敢えずご連絡を申し上げます。

記

1) 6月20日林会長、岡本、相磯両副会長、都留第6常置委員会委員長が行政管理庁に赴き、河合事務次官、平井行政管理局長、出口文部担当管理官と面談し、第54回総会の決議を提出して国立大学については第3次定員削減を実施しないよう要望した。

なお当日、岩間文部事務次官を初め各関係官に面接し、決議の趣旨の実現を極力要請した。

2) 次いで6月24日林会長より保利行政管理庁長官に対し、国立大学の実情を説明し善処方を要請した。

3) 7月4日林会長が川島内閣官房副長官と会見し、国立大学に対しては第3次定員削減を行なわないよう格別の尽力方を要請した。

4) 7月12日林会長、岡本副会長が総理官邸に赴き、田中総理大臣と会見し、高等教育のあり方および国立大学の特殊性について説明し、国立大学に対して第3次定員削減を行なわないよう特段の配慮方を強く要請した。

（国大協総第74号）

昭和49年8月7日

各国立大学長殿

国立大学協会

事務局長 鶴 田 酒造雄

第3次定員削減に関する状況報告について（事務連絡）

第3次定員削減については、去る7月13日国大協総第66号をもって事務連絡をしたことは、既にご了承のとおりであります。

その後新聞紙上においてご承知のことと存じま

すが、去る7月26日に定員削減に関する閣議決定がなされ、これに即応して、目下文部大臣始め文部当局において鋭意努力中であるときいております。

つきましては、現段階における状況につき次のような内報を得ましたので、ここにとりあえずご連絡を申し上げます。

1. 第3次定員削減の閣議決定においては、50年度を初年度とする新定員管理計画に基づく削減目標数の算定を、3年間で3%（第2次定員削減は3年間で5%）とされたが、特に、教官その他国立学校の特殊性から、特別の配慮が必要であると認められる職種の職員については、できる限り、その削減負担を軽減するよう文部省と行政管理庁との間で申し合せがなされ、さらに文部省においても目下その措置について努力中であること。
2. 上記1.に関連して、国立学校教職員の総定員法上の取扱いについては、同法を改正するさい、改めて検討することに文部省と行政管理庁との間で申し合せがなされたこと。
3. なお、今後の社会的要請および教育研究上の必要性に応じて国立学校の拡充整備を推進するにあたっては、既設の整備を含め所要の増員措置について配慮することに文部省と行政管理庁との間で申し合せがなされたこと。

昭和49年8月7日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

「第3次定員削減について（申し入れ）」

について

本月7日付国大協総第74号をもって、当協会事務局より第3次定員削減に関し、その後の状況について事務連絡（同封文書参照）をいたしました。が、同事務連絡中1の定員削減に関する文部省

と行政管理庁との申し合せの趣旨について、緊急に文部大臣および行政管理庁長官に「申し入れ」をする必要がありましたので、本月7日会長、両副会長および第6常置委員会委員長が協議の上別紙の「申し入れ」書を作成し、同月会長、両副会長および第6常置委員会委員長が岩間文部事務次官、細田行政管理庁長官、平井行政管理庁事務次官に面談し、上記の「申し入れ」の実現方について要請しましたので、ここに報告申し上げます。

なお、以上のことは、本来理事会等に諮るべきでありましたが、何分にもことが急を要しましたので、理事会等には事後承認を得ることとし、以上のような措置をとりましたので、この点何分のご了承をお願いいたします。

昭和49年8月7日

文部大臣
行政管理庁長官 宛

（各通）

国立大学協会

会長 林 健太郎

第3次定員削減について（申し入れ）

この度第3次定員削減に関し、文部省と行政管理庁との間において国立学校の定員削減ならびに総定員法の検討および所要職員の増員等につき申し合せが行われた由であります。これらの申し合せのうち、特に当面する問題として、「教官その他国立学校の特殊性から、特別の配慮が必要であると認められる職種の職員については、できる限り、その削減負担を軽減する」という趣旨の申し合せについては、教官・教務職員等はもちろん一般事務職員についてその実態を十分検討され、さきに当協会の要望した趣旨に添い、これら職員につき定員削減適用除外の措置を講ずる等国立大学の運営に支障をきたさないよう万全を期せられ、特段の配慮を願います。